

会社法(平成 26 年改正)

第 1 回:平成 26 年会社法改正の概要(1)

2016.04.13

新日本有限責任監査法人 公認会計士 内川 裕介

新日本有限責任監査法人 公認会計士 武澤 玲子

1. はじめに

平成 26 年 6 月 20 日に「会社法の一部を改正する法律」が国会において成立し、改正会社法が平成 27 年 5 月 1 日より施行されました。

これに伴い「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」も成立し、改正された会社法施行規則および会社計算規則等が平成 27 年 5 月 1 日より施行されています。本稿では、主に経理に携わる方向けに改正の概要と実務上の留意点を説明します。なお、文中の意見に係る部分は筆者の私見であることをお断りします。

※本稿は平成 27 年 5 月 1 日施行の改正法に基づいて記載しています。

【略称】

会社法：会

会社法施行規則：施規

会社計算規則：計規

2. 改正の趣旨

平成 26 年の会社法改正は、主にコーポレート・ガバナンスの強化及び親子会社に関する規律等の整備を図ることを目的としています。

コーポレート・ガバナンスの強化を図るために、監査等委員会設置会社の新設、社外取締役等の要件の見直し、社外取締役を置くことが相当でない理由の開示及び会計監査人の独立性の強化等が行われています。

また、親子会社に関する規律等の整備を図るために、多重代表訴訟制度の新設、親会社による一定の子会社の株式等の譲渡承認及び特別支配株主による株式売渡請求(キャッシュ・アウト)の新設等が行われています。

3. 改正の概要①(コーポレート・ガバナンスの強化)

コーポレート・ガバナンスの強化を図るために、改正された主なポイントは以下のとおりです。

(1) 監査等委員会設置会社の新設

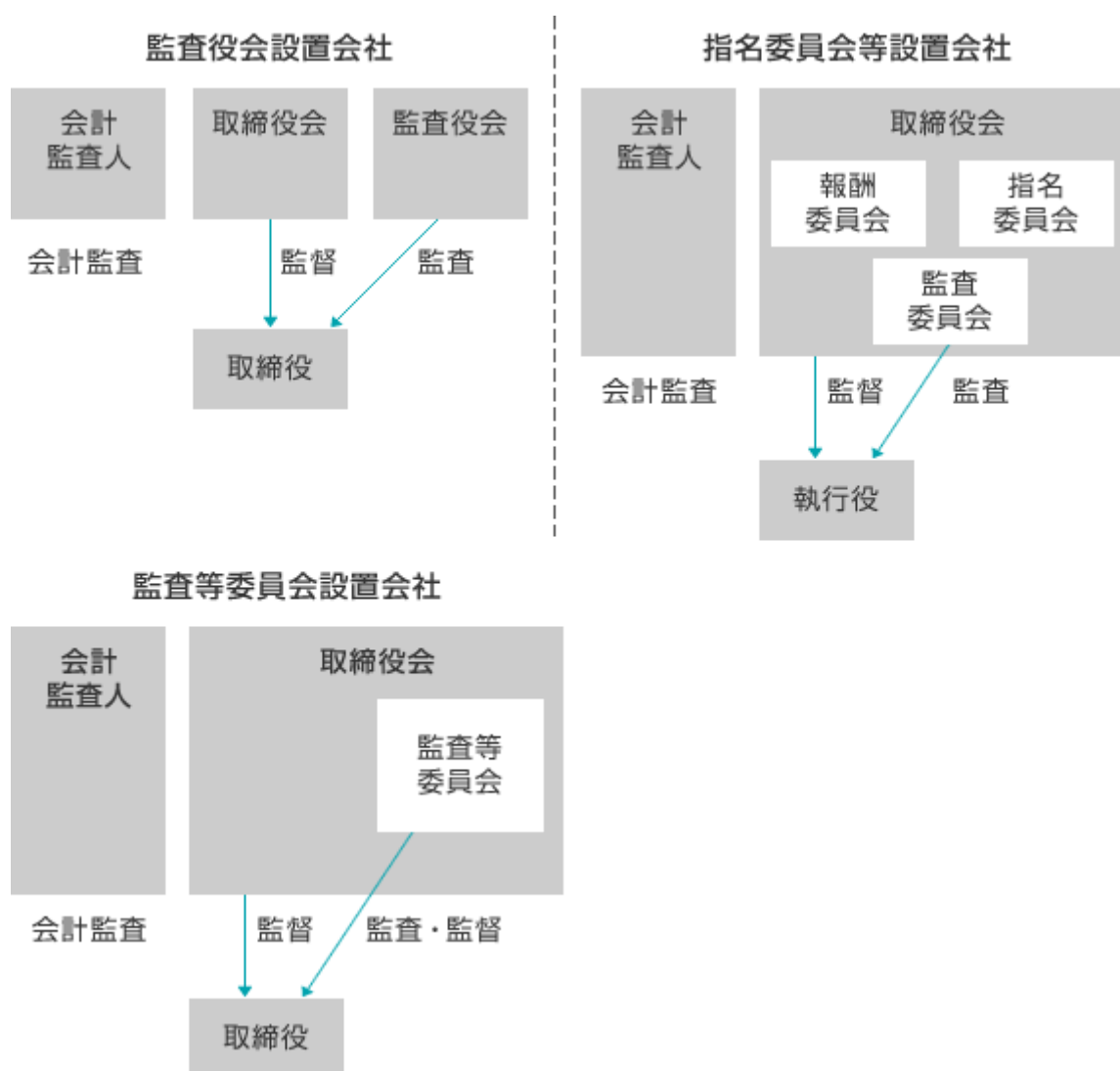
新たな機関設計として、3 名以上の取締役から成り、そのうち過半数は社外取締役である監査等委員会を置く、監査等委員会設置会社が創設されました(会 2 条第 11 の 2、331 条第 3 項、第 6 項)。監査等委員会設置会社は、社外取締役を積極的に活用すること及び取締役会による業務執行者の監督を強化することを目的としており、定款で定めることにより、株式会社であれば設置することがで

きます(会 326 条第 2 項)。

監査等委員会設置会社では、監査等委員会、取締役会及び会計監査人の設置が必須とされていますが、監査役は設置することができません(会 327 条第 1 項、第 4 項、第 5 項)。そして、監査等委員会は取締役の業務執行を監督する立場にあるため、監査等委員である取締役は業務を執行することはできません(会 331 条第 3 項)。また、監査等委員は株主総会において、取締役の選任等について意見を述べることができるとされています(会 342 条の 2 第 1 項・第 4 項)。

なお、常勤の監査等委員を設置した場合には、事業報告においてその旨を記載することになります(施規第 121 条 10 号)。

上場会社における従来の主な機関設計は①監査役会設置会社及び②委員会等設置会社の 2 パターンでしたが、改正後の主な機関設計は、①監査役会設置会社、②指名委員会等設置会社(従来の委員会等設置会社から名称変更されました)及び③監査等委員会等設置会社の 3 パターンになります。これらの主な機関構成は以下のようになります。



(2) 社外取締役等の要件の見直し

改正会社法においては、社外取締役及び社外監査役になれない者の人的な範囲を拡大(会社、子会社だけでなく、親会社や兄弟会社の業務執行者等、会社の業務執行者等の近親者を追加)する一方で、過去に取締役等であった場合の期間制限が設けられました。社外取締役等の具体的な要件は以下のとおりです。

① 社外取締役(会 2 条 15 号)

イ	会社または子会社の業務執行取締役等(※)ではなく、就任前 10 年間その会社または子会社の業務執行取締役等でなかったこと
ロ	就任前 10 年以内にその会社または子会社の取締役、会計参与又は監査役であった者(業務執行取締役等は除く)については、その就任前 10 年間業務執行取締役等でなかったこと
ハ	現在親会社の取締役、使用人等でないこと
ニ	現在親会社の子会社等(兄弟会社)の業務執行取締役等でないこと
ホ	当該会社の取締役等の配偶者または 2 親等以内の親族でないこと

※業務執行取締役等とは、(i) 代表取締役、(ii) 代表取締役以外の取締役であり取締役会の決議によって選定された取締役会設置会社の業務を執行する取締役、(iii) 当該株式会社の業務を執行したその他の取締役、をいいます。

② 社外監査役(会 2 条 16 号)

イ	就任前 10 年間その会社または子会社の取締役等でなかったこと
ロ	就任前 10 年以内にその会社または子会社の監査役であった者については、その就任前 10 年間業務執行取締役等でなかったこと
ハ	現在親会社の取締役、監査役等でないこと
ニ	現在親会社の子会社等(兄弟会社)の業務執行取締役等でないこと
ホ	当該会社の取締役等の配偶者または 2 親等以内の親族でないこと

(3) 社外取締役を置くことが相当でない理由の開示

社外取締役の設置はコーポレート・ガバナンスを強化するという観点からも重視されている事項です。改正会社法では、社外取締役を置いていない場合、定時株主総会において「社外取締役を置くことが相当でない理由」を説明しなければならないとされており(会 327 条の 2)、具体的には事業報告に「社外取締役を置くことが相当でない理由」を記載することになります(施規 124 条第 2 項)。また、社外取締役の候補者を含まない取締役の選任議案を株主総会に提出するときは、株主総会参考資料に「社外取締役を置くことが相当でない理由」を記載することになります(施規 74 条の 2 第 1 項)。

(参考)社外取締役に関しては、特に上場会社において強く求められており、東証上場規程 445 条の 4 では「上場内国株券の発行者は、取締役である独立役員を少なくとも 1 名以上確保するよう努めなければならない」とされており、コーポレートガバナンスコード原則 4-8 では「独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも 2 名以上選任すべきである」とされています。

(4) 会計監査人の独立性の強化

従来、会計監査人の選解任等の議案は取締役又は取締役会が提出するものとされていましたが、会計監査人の独立性をより強化するという観点から、監査役等が議案を提出するものとされました(会 344 条第 1 項)。ただし、会計監査人の報酬等については引き続き取締役または取締役会が決定します。

改正による変更点は以下のとおりです。

	改正前	改正後
会計監査人の選任・解任・不再任の決定	取締役または取締役会	監査役(監査役会) 監査委員会 監査等委員会
会計監査人の報酬等の決定	取締役または取締役会 (監査役は同意権を有する)	取締役または取締役会 (従来とおり監査役は同意権を有する)

なお、改正に伴い、監査役等が会計監査人の候補者とした理由について、株主参考書類に記載することになりました(施規 77 条第 3 号)。

第 2 回:平成 26 年会社法改正の概要(2)

2016.04.13

新日本有限責任監査法人 公認会計士 内川 裕介

新日本有限責任監査法人 公認会計士 武澤 玲子

4. 改正の概要②(親子会社に関する規律等の整備及びその他)

親子会社に関する規律等の整備を図るために、改正された主なポイントは以下のとおりです。

(1) 多重代表訴訟制度

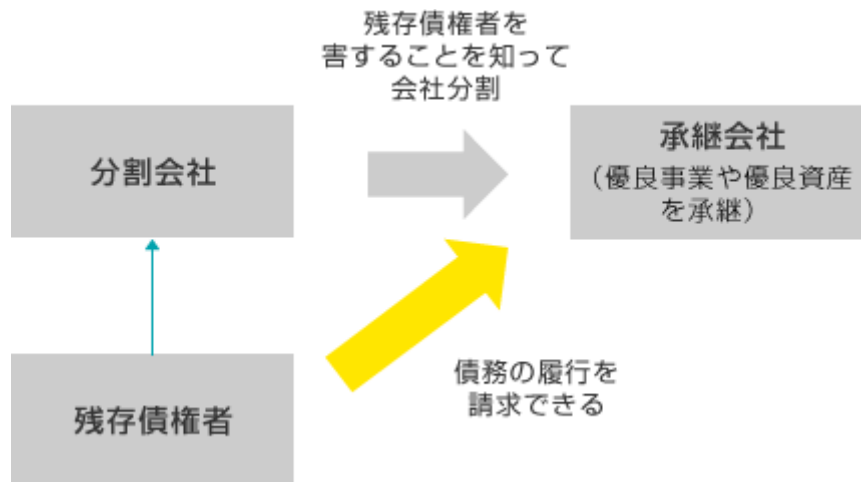
完全親会社株主は、完全子会社の取締役等に対して責任追及の訴えを提起することができるようになりました(会 847 条の 3 第 1 項、第 7 項)。従来は、株主の会社に対する訴えの提起は、自社の株主が会社に対して訴えを提起する株主代表訴訟(会 847 条第 1 項)があるだけでしたが、改正後は、親会社の株主が子会社の取締役等に対して訴えを提起することができるようになります。

(2) 組織再編の差止請求の拡充

従来は、株主による組織再編の差止請求は、略式組織再編についてのみ定められていましたが、略式組織再編以外の組織再編については、差止請求の定めはありませんでした。しかし、改正により、略式組織再編以外の組織再編についても、株主による事前の差止請求ができるようになりました(会 784 条の 2、796 条の 2、805 条の 2)。差止請求するためには、組織再編が法令若しくは定款に違反し、かつ、株主が不利益を受けるおそれがあることが要件とされています。

(3) 詐害的会社分割における債権者保護

分割会社が、承継会社に承継されない債務の債権者(残存債権者)を害することを知って会社分割をした場合には、残存債権者は承継会社等に対して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができるようになりました(会 759 条第 4 項、761 条第 4 項)。これは、承継会社に債務の履行を請求できる債権者と請求できない債権者を恣意的に選別した上で、承継会社に優良事業や資産を承継させるといった会社分割が行われた場合に、残存債権者を保護するための規定です。

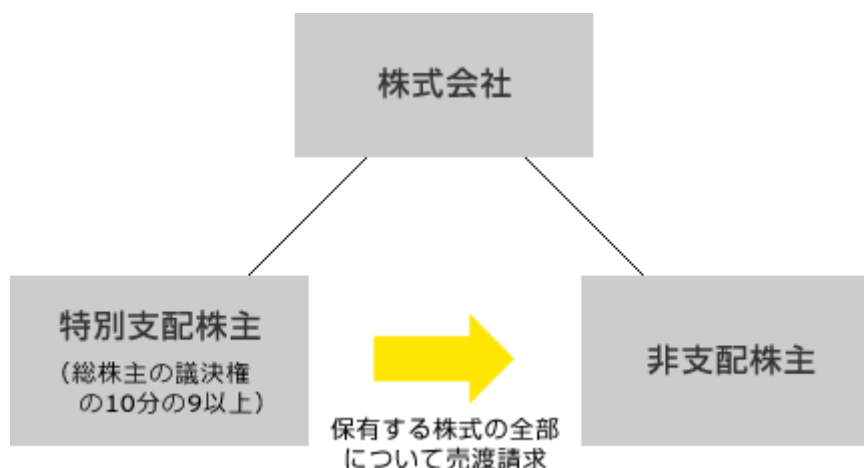


(4) 親会社による子会社の株式等の譲渡

子会社株式等の全部または一部を譲渡した結果、①譲渡対象となる株式等の帳簿価額が譲渡会社の5分の1を超え、②譲渡の効力発生日において、子会社の過半数の議決権を失うこととなる場合には、株主総会の特別決議による承認が必要となりました(会 467 条 2 の 2)。親会社が、子会社株式等を譲渡することにより、当該子会社の事業に対する支配を失う場合には、事業譲渡と実質的に変わらない影響があることから、事業譲渡に関する定め(467 条)と同様に株主総会の決議を求めたものです。

(5) 特別支配株主による株式売渡請求(キャッシュ・アウト)

株式会社の総株主の議決権の10分の9以上を直接又は間接に保有する株主(特別支配株主)が、当該株式会社の株主の全員に対し、その有する株式の全部を当該特別支配株主に売り渡すことを請求(キャッシュ・アウト)できるようになりました(会 179 条第 1 項)。



従来も、全部取得条項付株式の取得や端株の買取請求等を利用して、キャッシュ・アウトを行うことができたが、手続きとして株主総会の特別決議が求められているため、キャッシュ・アウトを完了するまで長期間を要し、時間的・手続的成本がかかっていました。そこで、このような時間的・手続的成本を軽減するため、改正により新たに特別支配株主による株式売渡請求の制度が設けられました。

一方で、非支配株主保護の観点から、全部取得条項付株式の取得差止請求(会 171 条の 3)、株式の併合により端数となる株式について公正な価格での買取請求(会 182 条の 4)や株式併合の差止請求(会 182 条の 3)、そして、これらの事前や事後の開示(会 171 条の 2、173 条の 2、会 182 条の 2、会 182 条の 6)等の改正が行われています。

(6) 内部統制システムに関する改正

「当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正」を確保するための体制の整備を、従来は会社法施行規則で定めていましたが、改正により会社法においても規定されています(会 362 条第 4 項 6 号)。

一方で、会社法施行規則では、グループ内部統制に関して、追加で子会社に関する事項を具体的に定めています。また、監査役監査の実効性確保の点から、監査役の監査体制に関する事項も追加で定めています。

その上で、内部統制システムの運用状況の概要を事業報告へ記載することが求められています。すなわち、内部統制システムの基本方針の決議の内容の概要に加え、「当該体制の運用状況の概要」を事業報告の内容として開示することが求められています(施規 118 条 2 号)。

(7) その他の主な改正

①web 開示の拡大

株主総会参考書類、事業報告の一定事項や連結計算書類等の株主総会の招集に際して提供すべき書類について、書面による提供の代わりにインターネット上のホームページに掲載する Web 開示(施規 94 条、133 条第 3 項等)を行っている場合、そのみなし提供の対象となる計算書類に株主資本等変動計算書が追加されました(計規 133 条第 4 項)。

②責任限定契約の見直し

責任限定契約が締結できる役員の範囲は、従来は社外取締役、会計参与、社外監査役、会計監査人でしたが、社外の要件がなくなり、業務執行取締役以外の取締役、会計参与、監査役、会計監査人となりました(会 427 条)。

③支配株主の異動を伴う募集株式の発行

公開会社(株式に譲渡制限を定めていない会社)において、支配株主の異動を伴う募集株式の発行等について、通知または公告を行い、総株主の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する株主が反対する旨の通知を会社にしたときは、株主総会の普通決議を経なければならないとされました(会 206 条の 2)。

第 3 回:事業報告

2016.04.14

新日本有限責任監査法人 公認会計士 内川 裕介

新日本有限責任監査法人 公認会計士 武澤 玲子

※これ以降、平成 26 年改正に関する箇所は下線としています。

1. 事業報告の記載事項

株式会社は、各事業年度の事業報告及びその附属明細書を作成しなければなりません(会 435 条第 2 項)。

事業報告の記載事項は、会社法施行規則 118 条以降に定められています。まずすべての会社に共通して記載すべき事項を規定したうえで、公開会社(株式に譲渡制限を定めていない会社)における記載事項(同 119 条～)、会計参与設置会社における記載事項(同 125 条)、会計監査人設置会社における記載事項(同 126 条)を規定しています。

<すべての会社に共通して事業報告に記載すべき事項(施規 118)>

- (1)株式会社の状況に関する重要な事項のうち、計算書類およびその附属明細書ならびに連結計算書類の内容となる事項以外のもの
- (2)業務の適正を確保するための体制の整備についての決定または決議があるときは、その決定または決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要 →5.に解説
- (3)株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めているときは、その概要等 →6.に解説
- (4)株式会社に特定完全子会社(※)がある場合には、その名称等 →7.に解説
- (5)株式会社とその親会社等との間の取引であり、当該株式会社の事業年度に係る個別注記表において関連当事者注記を要する取引がある場合には、当該取引に関する事項 →8.に解説

※特定完全子会社とは、事業年度の末日において、当該子会社等の株式の帳簿価額が、当該株式会社の当該事業年度に係る貸借対照表の資産の部の合計額の 5 分の 1 を超え、かつ、その株式等の全部を保有する子会社等をいいます。定款で定めれば 5 分の 1 を下回る割合を定めることもできます。

【平成 26 年改正】

- (2) について、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要まで記載することが求められるようになりました。
- (4) 特定完全子会社及び(5)親会社等との取引に関する事項が新規に追加されました。

2. 公開会社における事業報告の記載事項

公開会社の事業報告には、追加で(1)株式会社の現況に関する事項、(2)会社役員に関する事項、(3)株式に関する事項、(4)新株予約権等に関する事項を記載します。

(1) 株式会社の現況に関する事項(施規 120)※

- ① 主要な事業内容
- ② 主要な営業所、工場並びに使用人の状況
- ③ 主要な借入先、借入額
- ④ 当該事業年度の事業の経過及び成果
- ⑤ 重要な資金調達、設備投資の状況、及び合併、会社分割、事業譲渡等の状況
- ⑥ 直前 3 事業年度の財産及び損益の状況
- ⑦ 重要な親会社及び子会社の状況
- ⑧ 対処すべき課題
- ⑨ その他会社の現況に関する重要な事項

※連結計算書類を作成している会社は、これらの事項を、当該会社及び子会社からなる企業集団ベースで記載することができます。

(2) 会社役員に関する事項(施規 121)

- ① 役員の氏名、地位及び担当、重要な兼職の状況
- ② 役員と責任限定契約を締結しているときは、当該契約の内容の概要
- ③ 役員の報酬に関する事項
- ④ 役員の辞任又は解任に関する事項
- ⑤ 監査役等の財務及び会計に関する知見の記載
- ⑥ 常勤の監査等委員、監査委員の選定の有無及びその理由
- ⑦ その他役員に関する重要な事項

※社外役員について、次の事項を記載する必要があります。すなわち、大会社かつ有価証券報告書提出会社の監査役設置会社であり社外取締役を置いていない場合、社外取締役を置くことが相当でない理由を事業報告に記載する必要があります。なお、社外監査役が 2 名以上であることのみをもって、当該理由とすることはできません(施規 124 条第 2 項、3 項)。

【平成 26 年改正】

- ② 責任限定契約に関する記載が新規に追加されました。
 - ⑥ 事業年度末において監査等委員会設置会社、指名委員会等設置会社である場合、常勤の監査等委員に関する事項を記載することが追加されました。
- また、社外役員の設置に関する事項の内容が追加されました。社外取締役を置いていない場合、社外取締役を置くことが相当でない理由等を事業報告に記載することになります。

(3) 株式に関する事項(施規 122)

- ① 保有株式数上位 10 名の株主
- ② その他株式に関する重要な事項

(4) 新株予約権等に関する事項(施規 123)

- ①役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の概要
- ②事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の概要
- ③その他新株予約権等に関する重要な事項

3. 会計参与設置会社が記載すべき事項

会計参与設置会社の事業報告には、追加で以下の事項を記載します(施規 125 条)。

- ①会計参与と責任限定契約を締結している場合は、その概要

4. 会計監査人設置会社が記載すべき事項

会計監査人設置会社の事業報告には、追加で以下の事項を記載します(施規 126 条)。

- ①会計監査人の氏名または名称
- ②会計監査人の報酬等の額及び報酬等について監査役等の同意理由
- ③非監査業務の対価を支払っている場合には、非監査業務の内容
- ④会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
- ⑤会計監査人が現に業務の停止の処分を受け、その停止期間を経過しない者であるときは、当該処分に係る事項
- ⑥会計監査人が過去 2 年間に業務の停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項のうち、当該株式会社が事業報告の内容とすることが適切であると判断した事項
- ⑦会計監査人と責任限定契約を締結している場合は、その概要
- ⑧会社が有報提出大会社である場合には、当該株式会社および子会社が支払う金銭その他財産上の利益の合計額、及び当該株式会社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人が子会社の計算関係書類の監査を実施しているときは、その事実
- ⑨会計監査人が辞任又は解任された場合には、当該会計監査人の氏名又は名称、解任の理由、会計監査人の意見等
- ⑩剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときは、取締役会に与えられた権限の行使に関する方針(施規 126)

【平成 26 年改正】

- ② について、会計監査人の報酬額について監査役等が同意した理由を記載することになりました。

5. 株式会社の業務の適正を確保するための体制

大会社である取締役設置会社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制を決定しなければなりません(会 348 条第 3 項 4 号、会 362 条第 4 項 6 号、第 5 項)。その決定内容及び当該体制の運用状況の概要(※)を事業報告に記載する必要があります(施規 118 条第 2 項)。なお、大会社以外でも当該事項について決定した会社であれば、事業報告への記載が必要となります。

※当該体制の運用状況の概要は、「各社の状況に応じた合理的な記載をすることで足りるが、客観的な運用状況を意味するものであり、運用状況の評価の記載を求めるものではない。ただし事業報告に運用状況の評価を記載することも妨げられない。」とされています(2015年4月10日 一般社団法人日本経済団体連合会 経済法規委員会企画部会)。

取締役会設置会社において決定すべき体制の内容は、以下のとおりです(施規100条第1項)。

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
4. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
5. 当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ア 子会社の取締役等の業務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制
 - イ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ウ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - エ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

さらに、監査役設置会社である場合には、以下の体制が必要です(施規100条第3項)。

1. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項(注)
 - 2.1. 使用人の取締役からの独立性に関する事項
3. 使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
4. 監査役への報告に関する体制
 - ア 取締役及び会計参与並びに使用人が監査役に報告するための体制
 - イ 子会社の取締役等または取締役等から報告を受けた者が監査役に報告するための体制
5. 監査役に報告した者が不利な扱いを受けないことを確保するための体制
6. 監査に要する費用の処理に係る方針に関する事項
7. その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制

(注) 監査役による監査体制の構築についても、会社の業務の適正を確保する体制の一部である以上、あくまで当該体制の構築義務は取締役が負います。ただし、実際の監査体制は、監査役の主導で行うべきですので、補助使用人の要否は第一義的には監査役が判断することになります。

【平成26年改正】

平成26年改正前の会社法では、「当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正」を確保するための体制の整備を、従来は会社法施行規則で定めていましたが、改正により会社法施行規則から会社法に格上げされて規定されています。

また、会社法施行規則において、グループ内部統制についてより具体的な内容が定められ、監査役監査の体制についても具体的な内容が定められています。そして、その運用状況の概要を事業報告書に記載することになります。

6. 支配に関する基本方針

基本方針について開示すべき事項は以下のとおりです。いわゆる買収防衛策に関する開示もここに含まれます(施規 118 条第 3 項)。

(1)基本方針の内容の概要

(2)基本方針の実現のための具体的取り組み

(ア)会社財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み

(イ)基本方針に照らして不適切なものによって会社の支配を獲得することを防止するための取り組み(いわゆる買収防衛策)

(3)具体的な取り組みに対する取締役等の判断およびその理由

(ア)具体的な取り組みが基本方針に沿うものであること

(イ)株主の共同利益を損なうものではないこと

(ウ)会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

7. 特定完全子会社に関する事項

いわゆる多重代表訴訟(会 847 条の 3 第 1 項)において、責任追及の対象となる子会社を明確にするために、特定完全子会社がある場合には、事業報告において以下を記載します(施規 118 条第 4 項)。

①特定完全子会社の名称及び住所

②株式会社及びその完全子会社等における当該特定完全子会社の株式の当該事業年度の末日における帳簿価額の合計額

③株式会社の当該事業年度に係る貸借対照表上の総資産額

【平成 26 年改正】

会社法において多重代表訴訟制度が新設されたことを受けて、特定完全子会社に関する事項が新たに事業報告に記載する事項として追加されました。

8. 株式会社とその親会社等との取引

当該株式会社とその親会社等との一定の利益相反取引のうち、当該事業年度に係る個別注記表において関連当事者取引注記を要するものについて、事業報告において以下を記載します(施規 118 条第 5 項)。

①当該取引をするに当たり当該株式会社の利益を害さないように留意した事項(当該事項がない場合にあっては、その旨)

②当該取引が当該株式会社の利益を害さないかどうかについての当該株式会社の取締役会の判断及びその理由

③社外取締役を置く株式会社において②の取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合には、その意見

【平成 26 年改正】

親子会社に関する規律等の整備を図ることの一つとして、株式会社とその親会社等との取引が、新たに事業報告に記載する事項として追加されました。

9. 事業報告の附属明細書

事業報告の附属明細書には、事業報告の内容を補足する重要な事項を記載するものとされています。また、公開会社においては、役員以外の会社の業務執行取締役など重要な兼職の状況を記載します(施規 128 条第 1 項、第 2 項)。

なお、会計監査人設置会社以外の公開会社において、親会社等との一定の関連当事者取引について個別注記表での注記を省略する場合、事業報告の附属明細書において、一定事項の記載を行うこととなります(施規 128 条第 3 項)。

【平成 26 年改正】

会計監査人設置会社以外の公開会社において、株式会社とその親会社等との取引について、事業報告の附属明細書に記載する場合の取扱いが追加されました。

第 4 回:計算書類

2016.06.03

新日本有限責任監査法人 公認会計士 内川 裕介

新日本有限責任監査法人 公認会計士 武澤 玲子

1. 計算関係書類の種類

株式会社では、各事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表)及びその附属明細書を作成する必要があります(会 435 条第 2 項、計規 59 条第 1 項)。また、このような計算関係書類以外にも、連結計算書類及び臨時計算書類が会社法において定められています。会計監査人による監査対象とあわせて、具体的に示すと以下のとおりです。

種類	会社法		会計監査人による 監査対象
(1)計算書類等 及びその附属明細書	計算書類	貸借対照表	○
		損益計算書	○
		株主資本等変動計算書	○
		個別注記表	○
	事業報告		—
	計算書類の附属明細書		○
	事業報告の附属明細書		—
(2)連結計算書類 ^(※1)	連結貸借対照表		○
	連結損益計算書		○
	連結株主資本等変動計算書		○
	連結注記表		○
(3)臨時計算書類	貸借対照表		○
	損益計算書		○

※1 国際会計基準(IFRS)、修正国際基準又は米国会計基準に従って作成することができます。なお、平成 28 年 1 月 8 日の「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」により、修正国際基準が追加されています。

(1) 計算書類等(個別)

株式会社の「計算書類」とは、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表をいいます(会 435 条第 2 項、計規 59 条第 1 項)。計算書類及び事業報告は、ともに定時株主総会で株主に提供される書類であり、これらを合わせて「計算書類等」と呼びます。

計算書類及び計算書類の附属明細書は会計監査人の監査の対象となりますが、事業報告及び事業報告の附属明細書は会計監査の対象とはなりません。

(2) 連結計算書類

連結計算書類は、有価証券報告書を提出する大会社に作成義務があるほか(会 444 条第 3 項)、会計監査人設置会社では、任意で連結計算書類を作成することができます(会 444 条第 1 項)。なお、任意で連結計算書類を作成した場合であっても、連結計算書類は監査役及び会計監査人の監査を受けなければなりません(会 444 条第 4 項)。

また、有価証券報告書における連結財務諸表を国際会計基準(IFRS)、修正国際基準または米国会計基準に従って作成できるとされた株式会社は、会社法における連結計算書類も国際会計基準(IFRS)、修正国際基準または米国会計基準に従って作成することができます(計規 61 条第 2 項、第 3 項、計規 120 条第 1 項、計規 120 条の 2 第 1 項、計規 120 条の 3 第 1 項)。

(3) 臨時計算書類

会社法において臨時決算制度が導入され、期中の損益を分配可能額に反映させることが可能になりました。この場合には臨時計算書類の作成が必要であり、作成された臨時計算書類には監査役または会計監査人の会計監査が要求されています(会 441 条第 1 項、第 2 項)。

2. 注記表

(1) 個別注記表

個別注記表の記載項目は以下のとおりです。会社の種類(公開会社かどうか、会計監査人設置会社かどうか)によって、記載すべき項目が区別されています(計規 98 I、II)。

	項目	記載の要否			
		ア	イ	ウ	エ
1	継続企業の前提に関する注記(計規 100)	○	○	—	—
2	重要な会計方針に関する注記(計規 101)	○	○	○	○
3	会計方針の変更に関する注記(計規 102 の 2) ^{*1}	○	○	○	○
4	表示方法の変更に関する注記(計規 102 の 3) ^{*1}	○	○	○	○
5	会計上の見積りの変更に関する注記(計規 102 条の 4)	○	○	—	—
6	誤謬の訂正に関する注記(計規 102 条の 5)	○	○	○	○
7	貸借対照表等に関する注記(計規 103)	○	○	○	—

8	損益計算書に関する注記(計規 104)	○	○	○	—
9	株主資本等変動計算書に関する注記(計規 105)	○	○	○	○
10	税効果会計に関する注記(計規 107)	○	○	○	—
11	リースにより使用する固定資産に関する注記(計規 108)	○	○	○	—
12	金融商品に関する注記(計規 109) ^{※1}	○	○	○	—
13	賃貸等不動産に関する注記(計規 110) ^{※1}	○	○	○	—
14	持分法損益等に関する注記(計規 111) ^{※1}	○	—	—	—
15	関連当事者との取引に関する注記(計規 112)	○	○	○	—
16	1株当たり情報に関する注記(計規 113)	○	○	○	—
17	重要な後発事象に関する注記(計規 114)	○	○	○	—
18	連結配当規制適用会社に関する注記(計規 115)	○	○	—	—
19	その他の注記(計規 116)	○	○	○	○

ア:会計監査人設置会社で有価証券報告書提出会社

イ:会計監査人設置会社でア以外の会社

ウ:会計監査人設置会社以外の公開会社

エ:会計監査人設置会社以外の非公開会社

※1 連結注記表を作成している会社は、個別注記表においては注記を要しません

※2 「公開会社」とは会社法 2 条 5 号に定義されている、株式に譲渡制限を定めていない会社のことをいいます。

(2) 連結注記表

連結注記表の記載項目は以下のとおりです。

	項目
1	継続企業の前提に関する注記
2	連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等に関する注記
3	会計方針の変更に関する注記
4	表示方法の変更に関する注記
5	会計上の見積りの変更に関する注記
6	誤謬の訂正に関する注記
7	連結貸借対照表等に関する注記

8	連結株主資本等変動計算書に関する注記
9	金融商品に関する注記
10	賃貸等不動産に関する注記
11	1株当たり情報に関する注記
12	重要な後発事象に関する注記
13	その他の注記

(3) 注記表の作成

会社計算規則 57 条第 3 項では、計算関係書類は附属明細書を除き構成するものごとに「一の書面その他の資料として作成をしなければならないものと解してはならない」とされています。これは注記表として一括した表の作成は強制されていないことを示しており、各計算書類の末尾に記載することも認められていると考えられます。

また、計算書類の公告では、注記表の項目のうち一部が省略可能とされています(計規 136 条第 1 項)。なお、有価証券報告書提出会社は計算書類の公告は不要とされています(会 440 条第 4 項)。

3. 附属明細書

附属明細書は、事業報告に係るものと計算書類に係るものの二つを作成します。事業報告に係る附属明細書については、第 3 回「事業報告」にて解説しています。

計算書類に係る附属明細書の記載内容(計規 117)	
1	有形固定資産及び無形固定資産の明細
2	引当金の明細
3	販売費及び一般管理費の明細
4	計規第 112 条 I ただし書の規定により省略した事項があるときは、当該事項(会計監査人設置会社以外の株式会社が関連当事者の注記を一部省略した場合)

4. 包括利益計算書及びキャッシュ・フロー計算書

会社法における計算書類と有価証券報告書を比較すると以下のとおりとなります。なお、連結財務諸表を作成しておらず、個別財務諸表のみ作成している会社を前提とします。

計算書類	有価証券報告書(個別)
貸借対照表	貸借対照表
損益計算書	損益計算書
株主資本等変動計算書	株主資本等変動計算書

注記表	注記
—	キャッシュ・フロー計算書

また、会社法における連結計算書類と有価証券報告書を比較すると以下のとおりとなります。

連結計算書類	有価証券報告書(連結)
連結貸借対照表	連結貸借対照表
連結損益計算書	連結損益計算書
連結株主資本等変動計算書	連結株主資本等変動計算書
連結注記表	連結注記
—	連結包括利益計算書
—	連結キャッシュ・フロー計算書

会社法の計算書類及び連結計算書類においては、キャッシュ・フロー計算書、連結包括利益計算書や連結キャッシュ・フロー計算書(以下「キャッシュ・フロー計算書等」)を作成し開示することまでは求められていません。しかし、会社が、連結計算書類に加えて任意にキャッシュ・フロー計算書等を参考情報として作成し開示することは禁止されていません。なお、任意に参考情報としてキャッシュ・フロー計算書等を作成した場合、これらは会計監査の対象外となります。

第 5 回: 会計監査人監査の対象会社

2016.06.03

新日本有限責任監査法人 公認会計士 内川 裕介

新日本有限責任監査法人 公認会計士 武澤 玲子

1. 会計監査人監査が義務付けられる会社

会社法において、会計監査人監査が義務付けられるのは以下(1)~(3)の会社です。

会社の種類

(1)大会社(会 328 条 第 1 項・第 2 項)

(2)監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社(会 327 条第 5 項)

(3)会計監査人の任意設置を行った会社(会 326 条第 2 項)

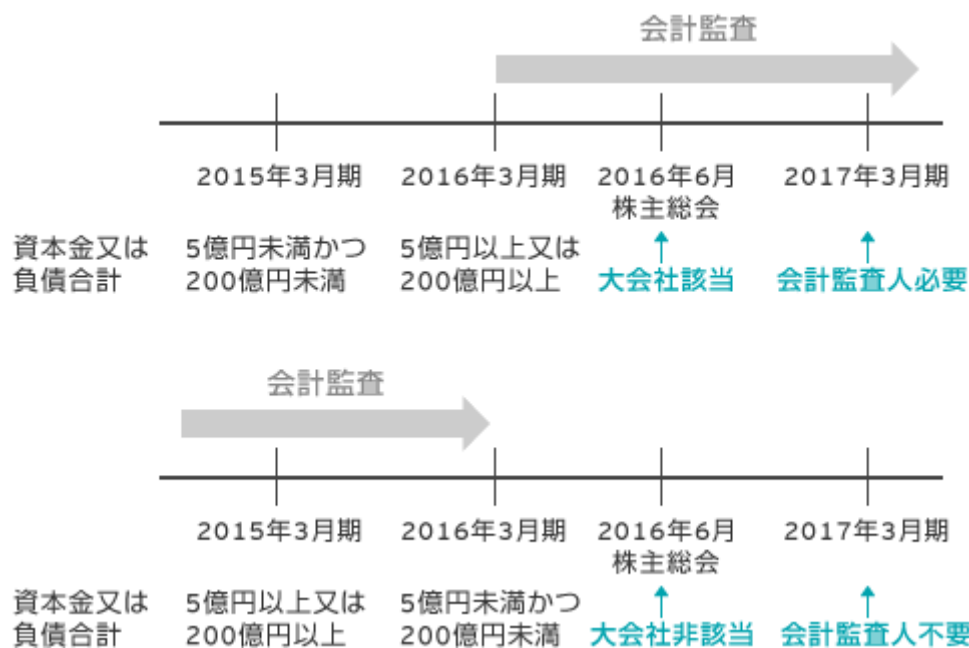
2. 大会社の取扱い

大会社については、会計監査人による監査が義務付けられています(会 328 条)。大会社とは、最終事業年度に係る貸借対照表の資本金が 5 億円以上、または、最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部の合計額が 200 億円以上である株式会社をいいます(会 2 条第 6 項)。

この「最終事業年度に係る貸借対照表」とは、定時株主総会で承認又は報告された貸借対照表(最初の定時株主総会を経ていない場合には、会社成立日の貸借対照表)を指します。

例えば、2015 年 3 月期において負債合計が 200 億円未満の会社が、2016 年 3 月期の貸借対照表において負債合計が 200 億円以上となった場合(資本金は従来より 5 億円未満と仮定)、その貸借対照表が承認、報告される 2016 年 6 月の定時株主総会で、2017 年 3 月期より大会社の要件に該当することが確定し、会計監査人選任等の対応をとることが必要になります。この場合、2017 年 3 月期から会計監査を受ける必要があります。

反対に、2015 年 3 月期において負債合計が 200 億円以上により大会社であった会社が、2016 年 3 月期の貸借対照表において負債合計が 200 億円未満となった場合、2016 年 6 月の定時株主総会において貸借対照表が承認、報告されることで、2017 年 3 月期より大会社に該当しなくなり、会計監査人が不要となります。この場合、2016 年 3 月期まで会計監査を受ける必要があります。



※ただし、定款において会計監査人を置く旨を定めている場合は、会計監査人を任意に設置する会社として、会計監査人監査が必要となります。

3. 監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社の取扱い

監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社は、会計監査人による監査が義務付けられています(会第327条第5項)。会計監査人による監査の取扱いは、2. 大会社の取扱いと同様になります。

4. 会計監査人の任意設置

会社法においては、会社の規模等に応じて柔軟な機関設計が可能になっています。株式会社では、株主総会と取締役は必ず設置しなければなりません(会326条第1項)、それ以外の機関については、会社法上の要件(会327条等)に従って設置することができます。具体的には、定款に定めることによって、取締役会、会計参与、監査役、監査役会、会計監査人、監査等委員会又は指名委員会等を置くことができます(会326条第2項)。

つまり、どのような規模の会社であっても会計監査人を機関として定款に記載することで任意に設置でき、会計監査人監査を受けることができます。会計監査人を設置すること自体は任意ですが、いったん設置した場合には、会計監査人監査が法定監査として義務付けられることとなります。

5. 会計監査人の選解任

会計監査人は株主総会の普通決議により選任、解任されます(会329条第1項、会339条第1項)。また、定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、会計監査人は再任されたものとみなされます(会338条第2項)。

この株主総会における会計監査人の選任等に関する議案の内容については、監査役(監査役会)が決定します(会344条第1項)。もっとも、会計監査人の報酬額等の決定権は取締役にあります。

(監査役会)の同意を得なければなりません(会 399 条第 1 項)。そして、監査役は事業報告に同意した理由を記載する必要があります(施規 126 条 2 号)。

【平成 26 年改正】

改正前は、会計監査人の選任等に関する議案の内容は、取締役が決定するものとされていました。しかし、取締役が会計監査人の選任等の決定権を有すると、会計監査人の立場が弱くなるという懸念から、監査役がその決定権を有することとされました。

ただし、報酬額については経営判断の範疇にあるものとし、引き続き取締役が決定権を有するものとされています。

第 6 回: 決算スケジュール

2016.06.03

新日本有限責任監査法人 公認会計士 内川 裕介

新日本有限責任監査法人 公認会計士 武澤 玲子

1. 計算書類等及び連結計算書類の提出と監査のスケジュール

監査役会及び会計監査人を設置する会社の場合、定時株主総会までの決算の流れは以下のとおりです。

定時株主総会までの決算の流れ

- (1)取締役の計算書類等の提出
- (2)会計監査人の監査報告の通知
- (3)監査役会の監査報告の通知
- (4)取締役会による計算書類等の承認
- (5)株主総会招集通知の発送
- (6)定時株主総会

(1)及び(4)については具体的な期限の定めはありませんので、定時株主総会までの決算スケジュールの策定にあたっては、(2)、(3)及び(5)に関する期間の定めを考慮することになります。

2. 会計監査人の監査報告の通知

会計監査人は、以下の日までに、特定監査役及び特定取締役に対し、監査報告の内容を通知しなければなりません。(以下、連結計算書類に関する規定を併記します。)

計算書類とその附属明細書

- 以下のうちいずれか遅い日(計規 130 条第 1 項 1 号)。
 - イ) 計算書類の全部を受領した日から 4 週間を経過した日
 - ロ) 計算書類の附属明細書を受領した日から 1 週間を経過した日
 - ハ) 特定取締役、特定監査役及び会計監査人の間で合意により定めた日

連結計算書類

- 連結計算書類の全部を受領した日から 4 週間を経過した日。
- 特定取締役、特定監査役及び会計監査人の間で合意により定めた日がある場合にあっては、その日(計規 130 条 第 1 項 3 号)。

「特定取締役」「特定監査役」とは、監査報告の通知を受けることとされる取締役及び監査役をいいます。

特定取締役(計規 130 条第 4 項)

1. 計算関係書類の監査報告の通知を受けるものを定めた場合におけるその取締役

2. 定めていない場合は、監査を受けるべき計算関係書類の作成に関する職務を行った取締役

特定監査役(計規 130 条第 5 項)(監査役会設置会社の場合)

1. 計算関係書類の監査報告の通知を受ける監査役を定めた場合のその監査役
2. 計算関係書類の監査報告の通知を受ける監査役を定めていない場合はすべての監査役

監査結果報告の内容の通知を受けた日に、会計監査人の監査を受けたものとされます(計規 130 条第 2 項)。また、通知すべき日までに通知がなされない場合には、監査を受けたものとみなされ(計規 130 条第 3 項)、次の手続きに進むことができます。

3. 監査役会の監査報告の通知

特定監査役は、以下の日までに、特定取締役及び会計監査人に対し、監査役会の監査報告の内容を通知しなければなりません。

計算書類とその附属明細書

- 以下のうちいずれか遅い日(計規 132 条第 1 項 1 号)
 - イ) 会計監査報告を受領した日から 1 週間を経過した日
 - ロ) 特定取締役、特定監査役の間で合意により定めた日があるときは、その日

連結計算書類

- 会計監査報告を受領した日から、1 週間を経過した日
- 特定取締役、特定監査役の間で合意により定めた日があるときは、その日(計規 132 条第 1 項 2 号)

会計監査人による監査と同様、監査結果報告の内容の通知を受けた日に、監査役の監査を受けたものとされ(計規 132 条第 2 項)、また、通知すべき日までに通知がなされない場合には、監査を受けたものとみなされます(計規 132 条第 3 項)。

監査役会は、各監査役が作成した監査報告に基づき、監査役会の監査報告を作成することとされています(計規 12 条第 1 項)。監査役会の監査報告が、各監査役の監査報告と異なる場合には、各監査役は自己の監査報告の内容を付記することができます(計規 128 条第 2 項)。

4. 株主総会招集通知の発送期限(会 299 条)

株主総会の招集通知は、株主に対して株主総会における議決権行使の準備をする機会を与えるために、計算書類、連結計算書類及び事業報告に監査役及び会計監査人の監査報告書を添付して、以下の期限までに発送します(会 437 条、施規 133 条)。

また、書面投票制度や電磁的方法による投票制度を採用する株式会社は、株主総会参考資料を招集通知と併せて交付します(会 301 条第 1 項・第 2 項、施規 65 条)。

公開会社	株主総会の日 2 週間前まで
公開会社でない会社	<ul style="list-style-type: none">• 株主総会の日 1 週間前まで• 書面又は電磁的方法によって議決権を行使できるとしている会社は 2 週間前

	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会設置会社以外の会社は、定款の定めにより1週間を下回る期間とすることができる。
--	--

上記の計算書類等の株主総会の招集に際して提供すべき書類について、定款で定めることにより、株主へ書面等による提供の代わりに、インターネット上のホームページに掲載する「WEB 開示制度」を採用することもできます(施規第 94 条、第 133 条第 3 項等)。

WEB 開示の対象となる事項は以下のとおりです。

	WEB 開示の対象となる項目
株主総会参考資料	<p>下記の事項以外が WEB 開示の対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 議案 株主総会参考書類に記載することとする事業報告の記載事項のうち WEB 開示の対象とならない事項 WEB 開示を行うホームページの URL 監査役等が WEB 開示を行うことについて異議を述べている事項
事業報告	<ul style="list-style-type: none"> 一定事項以外の、株式会社の現況に関する重要な事項、会社役員に関する重要な事項、株式に関する重要な事項及び新株予約権に関する重要な事項 株式会社の状況に関する重要な事項 業務の適正を確保するための体制についての決定等の内容の概要 会社を支配する者の在り方に関する基本方針 辞任した会社役員等に関する事項 会社役員の重要な兼職の状況 社外役員に関する事項 会計監査人に関する事項な事項及び新株予約権に関する重要な事項
計算書類	<ul style="list-style-type: none"> 個別注記表 株主資本等変動計算書
連結計算書類	<ul style="list-style-type: none"> 連結貸借対照表 連結損益計算書 連結株主資本等変動計算書 連結注記表

【平成 26 年改正】

web 開示によるみなし提供の対象となる計算書類に、株主資本等変動計算書が追加されました。

5. 計算書類等及び連結計算書類の承認・報告手続

計算書類は定時株主総会の承認を受ける必要があります(会 438 条第 2 項)。しかし、会計監査人設置会社では、以下の要件を満たす場合、計算書類の株主総会の承認は不要となり、報告事項となります(会 439 条、計規 135 条)。

- a) 会計監査人の監査意見が無限定適正意見であること
- b) 監査役会等の監査報告において、会計監査人の監査の方法または結果を相当でないとする意見がないこと
- c) 監査役会等の監査報告において、会計監査人の監査の方法または結果を相当でないとする監査役等の意見の付記(計規 128 条第 2 項後段・128 条の 2 第 1 項後段・129 条 第 1 項後段)がないこと
- d) 特定監査役が通知すべき日までに監査報告の通知を行わないことにより、監査を受けたものとみなされたもの(計規 132 条第 3 項)でないこと
- e) 取締役会を設置していること

連結計算書類は定時株主総会に提出されますが、計算書類と異なり、株主総会での承認は不要で、報告事項として扱われます(会 444 条第 7 項)。

第 7 回:分配可能額の算定

2016.06.03

新日本有限責任監査法人 公認会計士 内川 裕介

新日本有限責任監査法人 公認会計士 武澤 玲子

会社法では、株主に対する金銭等の分配および自己株式の有償取得を合わせて剰余金の配当等とし、統一的に財源規制をかけるものとされています(会 461 条)。これに伴い、剰余金の分配可能額の算定方法も明確にされています。

1. 分配可能額の算定方法

分配可能額の算定は、以下の 3 ステップを踏むことになります。

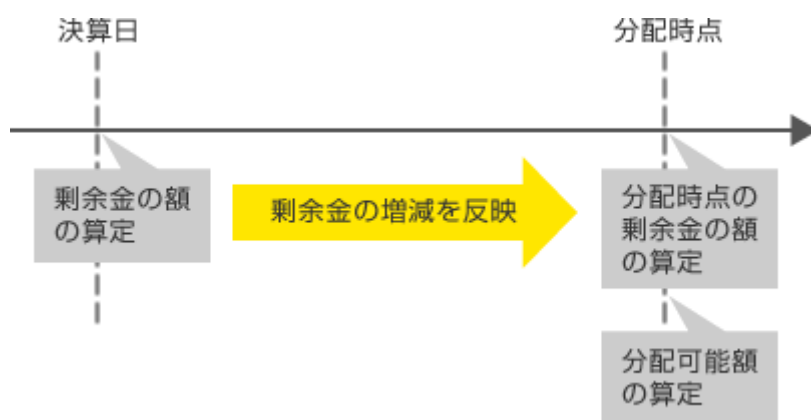
分配可能額の算定の流れ

(1)決算日における剰余金の額の算定

(2)決算日以降分配時点までの剰余金の増減を反映させ、分配時点の剰余金の額を算定(分配時点における剰余金の算定)

(3)分配時点の剰余金の額から自己株式の帳簿価額等を差し引いて分配可能額を算定(分配可能利益の算定)

図でのイメージは以下のとおりとなります。



以下、上記(1)~(3)について、それぞれ解説します。

(1) 決算日における剰余金の額の算定

決算日における剰余金の額の算定については、会社法 446 条第 1 号において次のとおりとされています。

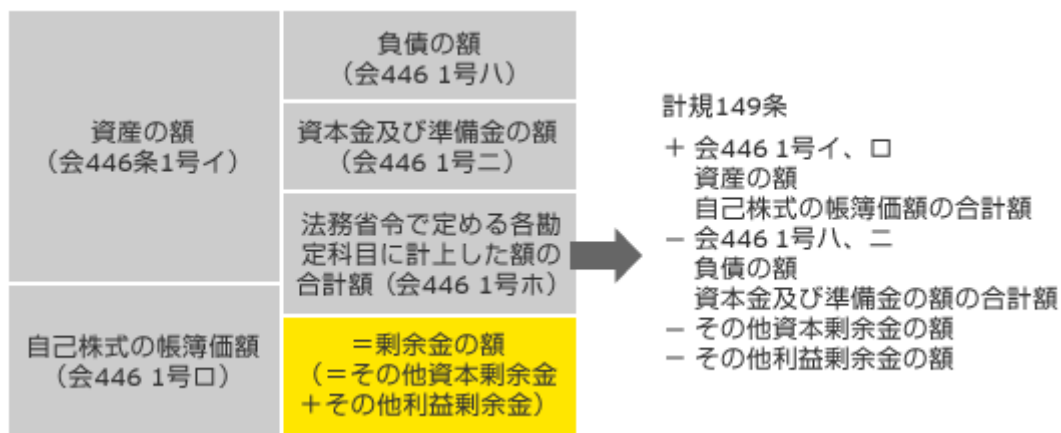
決算日における剰余金の額 = (イ)資産の額 + (ロ)自己株式の帳簿価額の合計額 - (ハ)負債の額 - (ニ)資本金・準備金 - (ホ)法務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額

決算日における剰余金の額は、資産の額に自己株式の帳簿価額を加え、負債の額と資本金および準備金の額、その他法務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額を控除することにより算定されます。

その他法務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額は会社計算規則 149 条で規定されてい

ます。その内容は下図の吹き出しに記載のとおりです。

これらを計算すると結果的にその他資本剰余金の額およびその他利益剰余金の額の合計額が剰余金の額として残ることとなります。



∴結局、残るのは剰余金の額(その他資本剰余金の額+その他利益剰余金の額)のみ

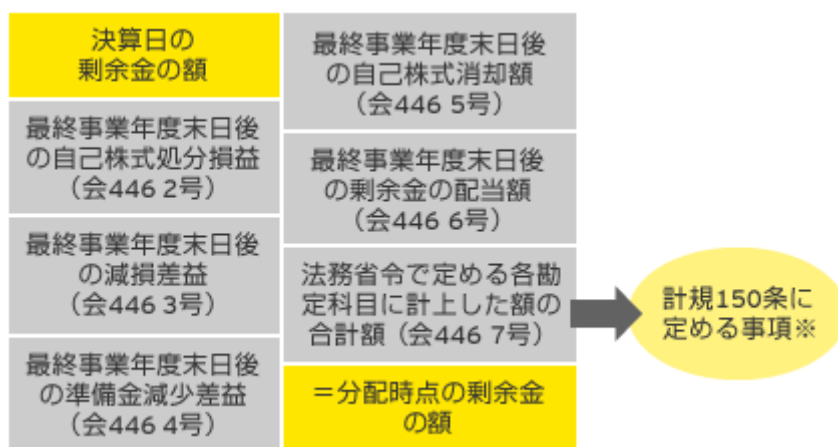
(2) 分配時点における剰余金の額の算定

次に、分配時点の剰余金の額を算定します(会 446 条 2～7 号)。算定式は以下のとおりとなります。

分配時点における剰余金の額 = ①決算日における剰余金の額 + ②最終事業年度末日後の自己株式処分損益 + ③最終事業年度末日後の減資差益 + ④最終事業年度末日後の準備金減少差益 - ⑤最終事業年度末日後の自己株式消却額 - ⑥最終事業年度末日後の剰余金の配当額 - ⑦法務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額

会社法では期中の剰余金の変動を随時反映させるために、期中の変動要因として、最終事業年度の末日後の自己株式の処分損益、資本金・準備金の減少、自己株式の消却額、剰余金の配当、その他法務省令で定める額が加減されます。

その他法務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額は、会社計算規則 150 条で規定されています。その内容は下記の※に記載のとおりです。



※計規 150 条に定める事項

以下の項目に該当があれば調整します。

1. 最終事業年度末日後の剰余金から資本金の額又は準備金への振替額
2. 最終事業年度末日後に剰余金の配当を実施した場合の準備金積立額
3. 最終事業年度末日後に吸収型再編行為を実施した場合に処分する自己株式の処分差額
4. 最終事業年度末日後に吸収分割又は新設分割を実施し剰余金の額を減少した場合の当該剰余金減少額
5. 最終事業年度末日後に吸収型再編受入行為を実施した場合のその他資本剰余金及びその他利益剰余金の増減額

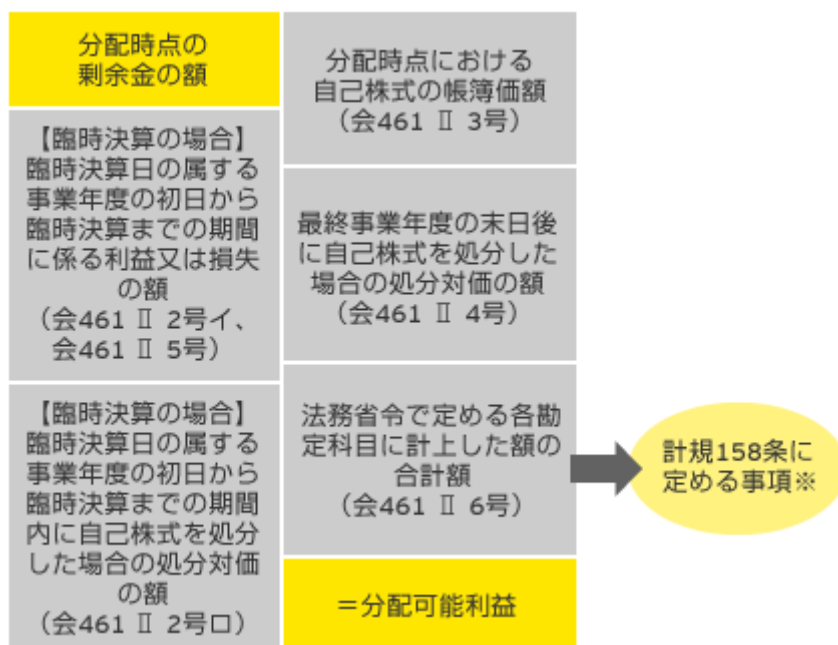
(3) 分配可能利益の算定

最後に分配可能利益を計算します。算定式は以下のとおりとなります(会 461 条第 2 項)。

分配可能利益 = ①分配時点における剰余金の額 - ②分配時点の自己株式の帳簿価額 - ③事業年度末日後に自己株式を処分した場合の処分対価 - ④その他法務省令で定める額

分配時点での自己株式の保有状況等を反映させるため、分配時点の剰余金の額から分配時点における自己株式の帳簿価額と、最終事業年度末日後に自己株式を処分した場合の処分対価その他法務省令で定める額を減じて分配可能利益を算定します。

その他法務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額は、会社計算規則 158 条で規定されています。その内容は下記の※に記載のとおりです。



※計規 158 条に定める事項

以下の項目に該当があれば調整します。

1. 最終事業年度の末日におけるのれん等調整額 下記 2 (1)を参照ください。
2. 最終事業年度の末日における貸借対照表のその他有価証券評価差損 下記 2 (2)を参照ください。
3. 最終事業年度の末日における貸借対照表の土地再評価差損 下記 2 (2)を参照ください。

4. 株式会社が連結配当規制適用会社であるときの連結配当規制控除額 第 8 回「連結配当規制」を参照ください。
5. 2 回以上臨時計算書類(株主総会承認済)を作成した場合の直前臨時決算年度以外の臨時損益計算書の損益計算書に計上された純利益等
6. 剰余金の配当後に純資産が 3 百万円を下回る場合の資本金及び準備金等の調整額
7. 臨時決算期間中の吸収型再編受入行為又は特定募集に際して処分する自己株式の対価の額
8. 最終事業年度の末日後に不公正発行に伴う支払義務の履行により増加したその他資本剰余金の額及び最終事業年度がない株式会社が成立の日後に自己株式を処分した場合における当該自己株式の対価の額
9. 最終事業年度末日後に株式会社が自己株式を取得対価として該株式会社の株式を取得した場合における、当該取得した株式の帳簿価額から当該取得した株式の株主に交付する自己株式以外の財産の帳簿価額を減じた額
10. 最終事業年度の末日後の吸収型再編受入行為又は特定募集に際して処分する自己株式の処分対価の額

分配時点の剰余金の額の算定においては、いったん自己株式の処分差損益を反映させました((2)参照)が、分配可能額の算定においては、剰余金の額から自己株式の帳簿価額および自己株式の処分価額を差し引くことにより、分配可能利益の算定には自己株式の処分差損益を反映させないことに留意が必要です。

また、分配時における剰余金には、最終事業年度の末日から分配時点までの期間損益は含まれません。しかし、臨時計算書類(会 441 I)を作成し、株主総会等で承認を受けた場合は、臨時決算日の属する事業年度の初日から臨時決算日までの期間における利益とその期間における自己株式の処分対価を分配可能額に加算することができます(会 461 条 第 2 項 2 号)。

2. その他の配当規制

(1) のれん等調整額

資産の部にのれんが計上されている場合には、のれんに 2 分の 1 を乗じた額と繰延資産の合計額(以下、「のれん等調整額」と、資本金、準備金およびその他資本剰余金との大小関係によりそれぞれのケースに応じて控除額が算定されます(計規 158 1 号)。

のれんを計上している会社は、每期上記金額を算定し、配当規制への該当の有無に留意する必要があります。

前提:

のれん等調整額 = のれん(資産の部) × 1/2 + 繰延資産

資本等金額 = 資本金の額 + 準備金の額

ケース	処理
のれん等調整額 ≤ 資本等金額の場合(計規 158 条 1 号イ)	控除額はゼロ

資本等の金額 <のれん等調整額 \leq (資本等金額+その他資本剰余金)の場合(計規 158 条 1 号 口)	(のれん等調整額-資本等金額)を控除
(資本等金額+その他資本剰余金) <のれん等調整額の場合	
(のれんの金額 \times 1/2) \leq (資本等金額+その他資本剰余金)の場合(計規 158 条 1 号ハ (1))	(のれん等調整額-資本等金額)を控除
(のれんの金額 \times 1/2) >(資本等金額+その他資本剰余金)の場合(計規 158 条 1 号ハ (2))	(その他資本剰余金+繰延資産)を控除

(2) その他有価証券および土地再評価差額金

その他有価証券評価差額金および土地再評価差額金は、プラス残高(評価差益)である場合には分配可能利益に含まれませんが、マイナス残高(評価差損)である場合には分配可能額から控除します(計規 158 条 2 号、3 号)。これらの評価差額金は損益に計上されておらず、剰余金を構成するものではありませんが、マイナス残高については会社の財産の減少を示すものであるため、分配可能額から控除すべきものと定められていると考えられます。

1. 連結配当規制適用会社とは

連結配当規制適用会社とは、ある事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時から、当該ある事業年度の次の事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時までの間における分配可能額の算定につき、会社計算規則第 158 条第 4 項の規定を適用する旨を、当該ある事業年度の計算書類の作成に際して定めた株式会社をいいます(計規第 2 条第 3 項 51 号)。すなわち、単体上の分配可能額よりも連結上の分配可能額の方が少ない場合、分配可能額の算定を連結ベースで算定することができるというものです。連結ベースで分配可能額を算定することにより、子会社でマイナスの利益剰余金を計上している場合には、分配可能額からそのマイナス分を差し引くことができます。

連結配当規制は、強制規定ではなく、任意規定となっています。そのため、連結配当規制の適用を受けるためには、連結配当規制適用会社である旨を個別注記表に記載することが必要です(計規 98 条第 1 項 18 号)。なお、連結ベースで分配可能額を算定することから、連結計算書類を作成することが前提となります。

2. 連結配当規制適用会社のメリット

連結配当規制を適用することで、①子会社間における親会社株式取得の制限がなくなる(会 135 条第 2 項 5 号、施規 23 条 12 号)、②債務超過子会社を吸収合併する場合や吸収分割する場合に、株主総会での説明義務がなくなる(会 795 条第 2 項 1 号、施規 195 条 3 項、4 項)といったメリットがあります。その他、株主や債権者等に対して、より健全な財政状態であることをアピールすることができます。

3. 連結配当規制額の算定方法

連結配当規制適用会社の分配可能額は、単体上の分配可能利益から連結配当規制控除額を差し引いて算定します。

連結配当規制適用会社の分配可能利益 = 単体上の分配可能利益 - 連結配当規制控除額

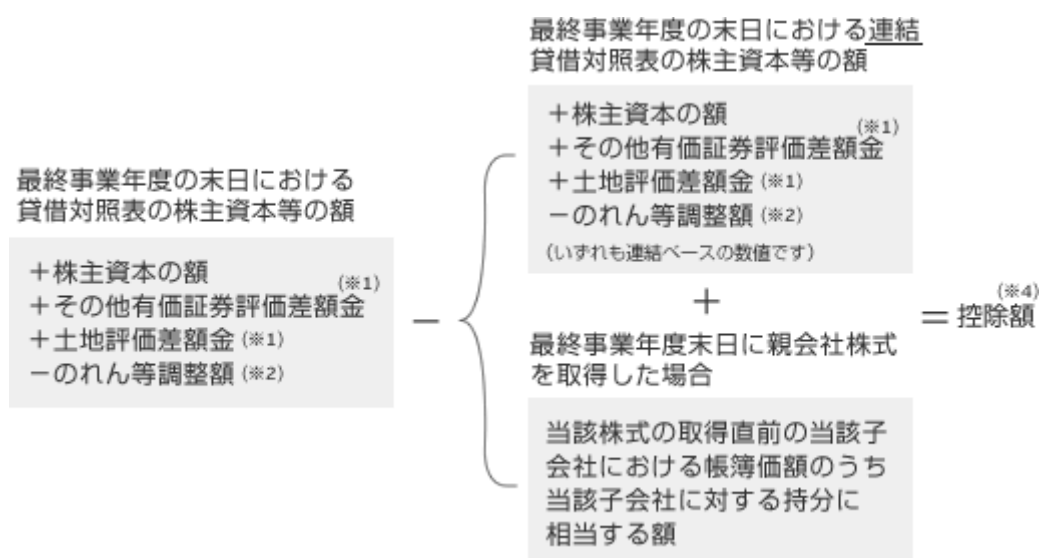
連結配当規制における控除額は以下のように算定します。(計規 158 条 4 号)。

連結配当規制控除額 = ①最終事業年度の末日における貸借対照表の株主資本等の額^(※1) - (②最終事業年度末日後に子会社から取得した親会社株式の取得直前の帳簿価額のうち当該子会社に対する持分に相当する額 + ③最終事業年度の末日における連結貸借対照表の株主資本等の額^(※2))

※1 最終事業年度の末日における貸借対照表の株主資本の額 + その他有価証券評価差額金(ゼロ以上である場合はゼロ) + 土地再評価差額金(ゼロ以上である場合はゼロ) - のれん等調整額

※2 最終事業年度の末日における連結貸借対照表の株主資本の額＋その他有価証券評価差額金（ゼロ以上である場合はゼロ）＋土地再評価差額金（ゼロ以上である場合はゼロ）－のれん等調整額

単体上の株主資本等の額と、最終事業年度の末日後に取得した親会社株式の額及び連結上の株主資本等の額との差額が、連結配当規制における控除額となります。すなわち、子会社の資本金及び資本剰余金は連結仕訳において相殺消去されるため、通常、資本金及び資本剰余金は単体と連結で同額となります。したがって、単体と連結の差額は、結局、連結と個別の利益剰余金の差額、最終事業年度時点で保有する親会社株式及び最終事業年度後に取得した親会社株式、連結子会社の評価差額（マイナスの場合）となります。



※1 ゼロ以上である場合はゼロ

※2 のれん等調整額が資本金、資本剰余金および利益剰余金の合計額を超えている場合は資本金、資本剰余金および利益準備金の合計額

※3 のれん等調整額が資本金および資本剰余金の合計額を超えている場合は資本金および資本剰余金の合計額

※4 ゼロ未満である場合はゼロ

【具体例】

<前提条件>

- ①最終事業年度末日の連結貸借対照表、個別貸借対照表、および子会社貸借対照表は以下のとおりとします。
- ②連結子会社は 100%子会社 1 社とします。
- ③最終事業年度末日から配当時点までに株主資本等を増減させる行為はないものとします。

連結貸借対照表

資産	2,000	負債	1,000
		資本金	500
		資本剰余金	300
		利益剰余金	300
		自己株式	△100
	2,000		2,000

個別貸借対照表

資産	1,200	負債	500
子株	500	資本金	500
		資本剰余金	300
		利益剰余金	500
		自己株式	△100
	1,700		1,700

子会社貸借対照表

資産	800	負債	500
		資本金	500
		利益剰余金	△200
	800		800

- 単体上の配当可能利益

資本剰余金 300 + 利益剰余金 500 - 自己株式 100 = 700

- 連結配当規制控除額

(イ)最終事業年度の末日における貸借対照表の株主資本等の額

資本金 500 + 資本剰余金 300 + 利益剰余金 500 - 自己株式 100 = 1,200

(ロ)最終事業年度末日後に子会社から取得した自己株式

該当なし

(ハ)最終事業年度の末日における連結貸借対照表の株主資本等の額

資本金 500 + 資本剰余金 300 + 利益剰余金 300 - 自己株式 100 = 1,000

(二)連結配当規制控除額

(イ)1,200 - (ロ)該当なし - (ハ)1,000 = 200

- 連結配当規制会社の配当可能利益

単体上の配当可能利益 700 - 連結配当規制控除額 200 = 500